

社会福祉法人 西谷会

役員および評議員報酬規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人西谷会（以下、「当会」という。）定款第9条および第23条に基づき、当会理事、監事（以下、理事および監事を総称して「役員」という。）および評議員が、当会の業務に従事することに対する報酬および費用の支弁を適切に処理するため、次条以下に報酬の決定方法等に関する手続を規定するものである。

2 この規定に定めのない事項は、その都度理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(報酬額の決定方法)

第2条 報酬は次のとおりの手続により決定し支弁する。

(1) 理事

理事長

年度ごとの本部会計予算に計上し、前年度の最後に開催される評議員会の承認を得たうえで支給する。報酬については社会的批判を受けるような高額又は多額なものではなく勤務実績によるものとする。

業務執行理事

年度ごとに本部会計予算に計上し、前年度の最後に開催される評議員会の承認を得たうえで支給する。報酬については社会的批判を受けるような高額又は多額なものではなく勤務実績によるものとする。

常勤理事（当法人を主たる勤務場所とする理事）

年度ごとに本部会計予算に計上し、前年度の最後に開催される評議員会の承認を得たうえで支給する。報酬については社会的批判を受けるような高額又は多額なものではなく勤務実績によるものとする。

非常勤理事（常勤理事以外の理事）

- ① 理事が当会理事会、評議員会に出席した場合、1回あたり金20,000円を支給する。
- ② 理事が当会の運営する拠点（以下、拠点という。）の行事に参加した場合には1回あたり金10,000円を支給する。
- ③ 理事が特定の事項について理事長より特に命を受けて業務に従事した場合（以下、当該理事を非常勤理事という。）は1日あたり金20,000円を支給する。

- (2) 監事
- ① 監事が当会理事会、評議員会に出席した場合、1回あたり金 20,000 円を支給する。
 - ② 監事が拠点の行事に参加した場合には、1回あたり金 10,000 円を支給する。
 - ③ 監事の監査報告書作成にかかる報酬は、年度ごとに本部会計予算に計上し、評議員会の承認を得たうえで支給する。報酬については社会的批判を受けるといった高額又は多額なものではなく勤務実績によるものとする。
- (3) 評議員
- ① 評議員が評議員会に出席した場合、1回あたり金 20,000 円を支給する。
 - ② 評議員が拠点の行事に参加した場合には1回あたり金 10,000 円を支給する。

2 前項の勤務および行事に関する事項は、理事長が定める。

(報酬額の変更)

第3条 前条の報酬は、その年度における当法人会計等の予算の執行状況、当法人の収支状況を勘案する必要があるとき、その他の必要があるときは、評議員会の承認を経て減額することがある。

(交通費等の実費支弁)

第4条 役員および評議員が第2条の会議または行事に参加するのに伴う支出を要する交通費は実費を支弁する。

2 業務執行理事または理事長から第2条(1)③の特命を受けた非常勤理事が業務上の必要から、出張するのに要した交通費は、実費を支弁する。

(宿泊・日当の額)

第5条 理事長および役員が業務上の必要から宿泊を伴う出張をした場合の費用および日当の額は次のとおりとする。

- ① 日帰出張 日当 1万円
- ② 1泊 日当 2万円 宿泊費 良識のある範囲で実費
- ③ 2泊 日当 3万円 宿泊費 良識のある範囲で実費

2 出張を行おうとする役員は、予め出張理由および出張費用見込額について理事長の決裁を得なければならない。

(報酬および費用の支払方法)

第6条 第2条、第4条および第5条に定める報酬・費用の支払いは、その月の支払額が3万円を超えるものについては前月分(毎月末締め)を毎月末日に支払う。3万円未満の額のものについてはその都度支払うものとする。

(施行)

この規定は、平成17年12月2日から施行する。

この改定規定は、平成25年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成27年3月27日から施行する。

この改定規定は、平成28年3月17日から施行する。

この改定規定は、平成29年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成29年6月21日から施行する。

この改定規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬

役職名	報酬月額	勤務
理事長	800,000円	月5日以上
業務執行理事	600,000円	週4日以上
理事	50,000円	週休2日